

子育てに関する手続きなど

1 各種健康審査・健康相談等の実施

	内容	担当窓口
各種乳幼児健康診査	病気の早期発見のための健診や発育・発達に合わせた相談を行っています。(4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診のほか、乳幼児精神発達相談など。)	健康・子ども課 (保健センター2階)
予防接種	BCGは保健センターで、その他の予防接種は委託医療機関で行っています。	
すくすくクラブ	離乳の進め方、虫歯予防などについての講習会を行っています。	
子どもすこやか相談室	0歳～就学前のお子様の身体測定や発達、栄養などについての相談、子育て情報の提供を行っています。	

2 子育て等に関するお問い合わせ・相談

	内容	担当窓口
児童福祉総合センター	発達に心配のある児童についての相談と療育・支援を行っています。詳しくは窓口へお問い合わせください。	児童相談所 相談判定一課・二課 中央区北7西26 TEL622-8630
こそだてインフォメーション 「きてみてルーム」	乳幼児の子育てに関する情報の窓口です。子育てに関する相談(訪問を含む)や書籍の閲覧、貸し出し、子育てサロンの紹介、子育て支援に係るボランティア活動などの情報を提供します。また、一時的に子どもを預かるサービスの事前登録説明会(11時/14時)も行っていきます。	健康・子ども課 子育て支援担当係 (区民センター1階)
地域子育て支援事業	乳幼児を持つ子育て家庭に各種支援を行います。地域で親子が気軽に集うことのできる子育てサロンの開催を支援するほか、子育て講座などを開催しています。	手稲区保育・子育て 支援センター(ちあふる・ていね) 手稲区手稲本町3-2 TEL681-3162
保育園による育児相談	就学前のお子様の電話育児相談を行っています。	
育児電話相談	乳幼児の健康や発育のこと、授乳や母乳育児、離乳食などについて保健師、栄養士などが相談をお受けします。	健康・子ども課 (保健センター2階)
妊産婦・乳幼児家庭訪問	保健師や母子保健訪問指導員が家庭訪問を行い、親子の健康管理や育児について相談をお受けします。	

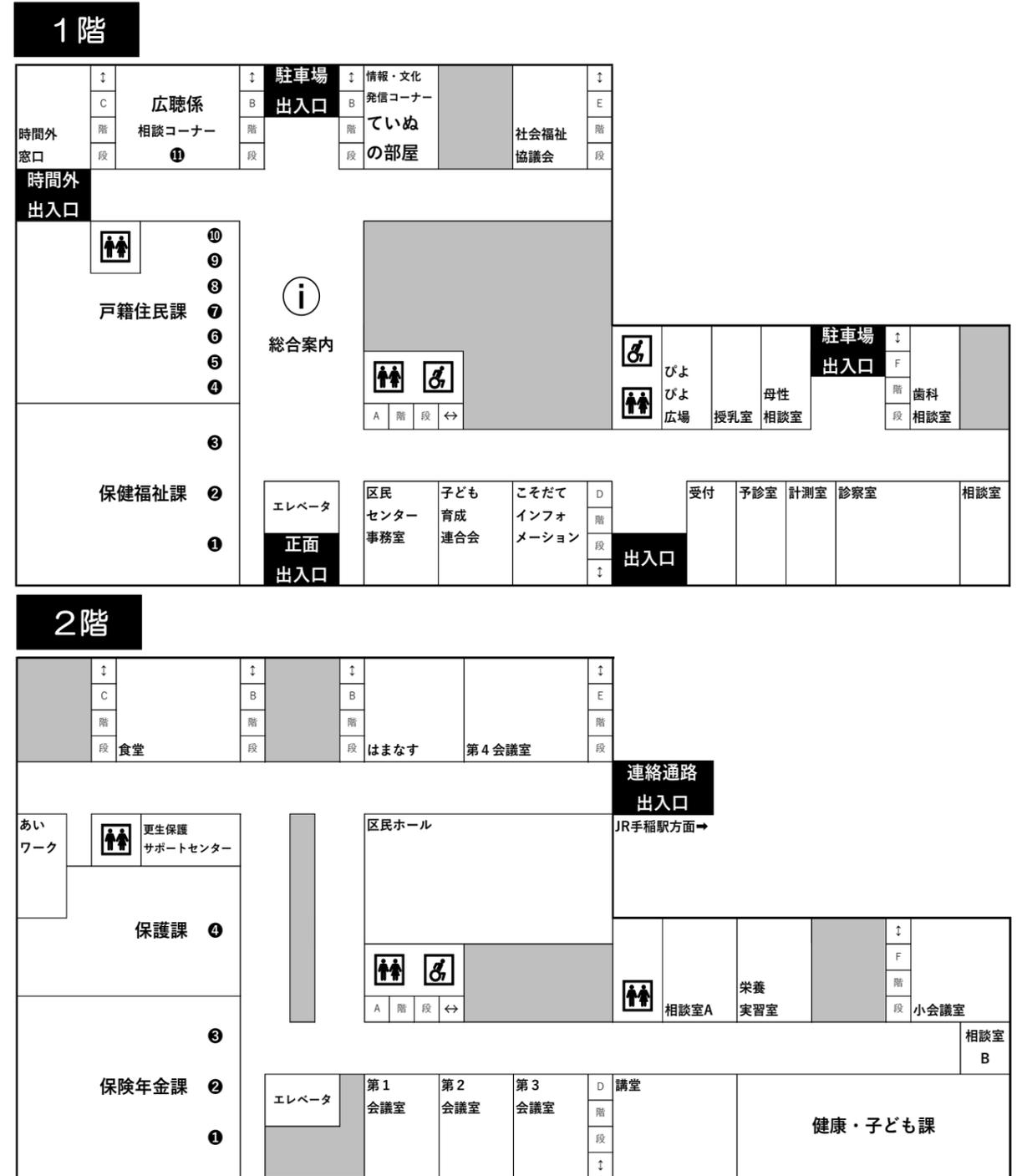
3 保護者が子どもの面倒を見られないとき

	内容	担当窓口
乳児院・児童養護施設	保護者のいない乳児や、病気等により保護者が養育することが困難な場合、児童を入所させて養育する施設があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。	児童相談所 相談判定一課・二課 中央区北7西26 TEL622-8630
保育園への入所	就労や病気などで、保護者がお子様の面倒を見られないときのために、認可保育園があります。保育園によって、障がい児保育・夜間保育・延長保育・一時保育・休日保育なども実施しています。入所を希望する方はご相談ください。	健康・子ども課 (保健センター2階)
子どもショートステイ	保護者が病気・出産・看護・事故・出張・冠婚葬祭などで一時的に子どもを養育できない場合、児童養護施設及び乳児院でお預かりします。	
保育園・幼稚園などの送迎や一時的な託児	保育園・幼稚園などの送迎や保護者の都合による一時的な託児など、子育ての支援を受けたい人と援助したい人が会員登録して、相互で子育て家庭を支援します。	さっぽろ子育て サポートセンター 中央区大通西19 TEL623-2415
病後児デイサービス	病気回復期で集団保育が困難な乳幼児を、仕事の都合等により家庭で保育できない保護者に代わって、一時的にお預かりします。	札幌市子ども未来局 施設運営課 中央区南1東1

子どもが生まれるときはこの窓口へ

～手稲区役所ご案内～

区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合もあります。



手稲区役所 (TEL 681-2400 代表) 手稲保健センター (TEL 681-1211)
 住所: 〒006-8612 前田1条11丁目 開庁日: 月～金曜日(祝日年末年始を除く)
 開庁時間: 午前8時45分～午後5時15分
 手稲区ホームページ「ていねっていいね」 <https://www.city.sapporo.jp/teine/>

妊娠してから子どもが生まれるまでの手続き

1. 妊娠したら

必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
妊娠届 (母子健康手帳の交付)	妊娠した方には、母子健康手帳と健診費用の助成のための受診票を交付します。妊婦健診や出産状況、乳幼児健診などの内容を記録できます。	・妊娠届出書	健康・子ども課 (保健センター2階)

2. 各種健康診査・健康相談等の実施

必要な手続き	内 容	担当窓口
女性の健康支援相談	思春期から更年期に至る全ての女性を対象に、妊娠・出産・産後の体調のことや月経・避妊・性感染症・更年期障害などの悩みについて相談を行っています。	健康・子ども課 (保健センター2階)
妊産婦歯科健診	妊産婦の方を対象に歯や歯肉の健診や相談を行います。	
マタニティ教室	初めて父親、母親になる方を対象に、妊娠中の食生活、口腔ケア、出産準備や育児方法(沐浴体験)についての教室を開催しています。	
ワーキングマタニティスクール	仕事と妊娠、出産、育児の両立を支援する講和、交流会、情報提供を行う教室を開催しています。	札幌市保健所 健康企画課 中央区大通西19 TEL622-5151

3. 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)にかかったら

必要な手続き	内 容	担当窓口
医療費の助成	妊娠高血圧症候群にかかっている妊産婦が必要な医療を受けるため7日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給します(所得制限・申請期限等があります)。詳しくは窓口へお問い合わせください。	健康・子ども課 (保健センター2階)

4. 出産費用で困ったら

必要な手続き	内 容	担当窓口
助産施設の提供	経済上の理由により入院助産を受けることができない場合に希望により入所し、助産を受けることができます(所得制限があります)。	健康・子ども課 (保健センター2階)

<手稲区役所以外の区役所>

	所在地	電話番号	FAX番号
中央区役所	中央区大通西2	231-2400	231-6539
北区役所	北区北24西6	757-2400	757-2401
東区役所	東区北11東7	741-2400	742-4762
白石区役所	白石区南郷通1南	861-2400	860-5236
厚別区役所	厚別区厚別中央1-5	895-2400	895-2403
豊平区役所	豊平区平岸6-10	822-2400	813-3603
清田区役所	清田区平岡1-1	889-2400	889-2402
南区役所	南区真駒内幸町2	582-2400	582-0144
西区役所	西区琴似2-7	641-2400	612-5264

子どもが生まれたときの手続き

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	戸籍の出生届	●生まれた日から14日以内に出さなければなりません。 ●赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・平仮名・片仮名の範囲に限られています。 ●外国人の名は、アルファベットと片仮名で記載してください。	・母子健康手帳 ・出産に立ち会った医師または助産師の作成した出生証明書	戸籍住民課 1階⑨番窓口
	出産連絡票(はがき)の提出	出生届をする際に、健康・子ども課にお持ちください(直接お持ちいただけない場合は、なるべく早く郵送願います)。保健師、母子保健訪問指導員の家庭訪問や乳幼児健診の案内などに活用します。	・母子健康手帳にとじ込みの「出産連絡票」(はがき)	健康・子ども課 (保健センター2階)
	家庭ごみ処理手数料の減免(指定ごみ袋の無料配布)	出生届後、翌々月上旬までに指定ごみ袋引換券(はがき)をお送りします。この引換券記載している交付場所に引換券を提出して、指定ごみ袋をお受け取りください。		環境局 循環型社会推進課 TEL 211-2912

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

国民健康保険の加入	国民健康保険加入世帯での出生で、そのお子様が他の健康保険の適用を受けない場合は、国民健康保険の加入手続きをしてください。 (社会保険や共済組合に加入している方は、勤務先へお問い合わせください。社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へお問い合わせください。)	・国民健康保険証 ・納付通知書 ・母子健康手帳	保険年金課 2階②番窓口
国民健康保険出産育児一時金の申請	国民健康保険の加入者で出産された方に一時金を支給します。ただし、ほかの健康保険から支給される場合や直接支払制度を利用し、その額が一時金の額を超える場合は除きます。	・国民健康保険証 ・領収、明細書 ・直接支払制度合意文書 ・母子健康手帳 ・世帯主の銀行口座番号のわかるもの	
産前産後期間の国民年金保険料免除申請	国民年金第1号被保険者の方で出産日が平成31年2月1日以降の方は、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。詳しくは窓口へお問い合わせください。	・年金手帳 ・母子手帳	保険年金課 2階③番窓口
児童手当の申請	中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までのお子様を養育している方に支給します。生まれた日の翌日から15日以内に届出してください。※公務員の方は職場で請求してください。	・請求者の預金通帳 ・健康保険証等	
児童扶養手当の申請	未婚で出産した場合など手当が支給される場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。	・戸籍全部事項証明(謄本) ・印鑑等	
特別児童扶養手当の申請	心身に障がいのあるお子様を出産された場合、新規受給の申請の手続きが必要な場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。	・戸籍全部事項証明(謄本) ・身体障害者手帳か療育手帳 ・診断書等	保健福祉課 1階③番窓口
子ども医療費助成の申請	お子様の名前が記載された保険証ができてから窓口へお越しください。(所得制限あり)	・健康保険証	
ひとり親家庭等医療費助成の申請	お子様の名前が記載された保険証ができてから窓口へお越しください。(所得制限あり)	・健康保険証	
未熟児等の医療助成(養育医療)	未熟児や特定の疾患、結核にかかっているお子様、障がいのあるお子様については、状態等により医療費の公費負担制度があります。詳しくは窓口までお問い合わせください		健康・子ども課 (保健センター2階)